

大阪狭山市内公共施設等の防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、大阪狭山市内の公共施設等（道路（私道を除く。）、公園、施設などの公共の用に供する場所をいう。）の防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関し必要な事項を定め、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図ることを目的とする。

（設置並びに管理及び運用）

第2条 前条に規定する防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する基準については、大阪狭山市公共施設における防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱（平成21年大阪狭山市要綱第33号）の規定の例による。この場合において、総括責任者は危機管理室長とし、管理責任者は危機管理室室次長とする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。